

荷主先でのトラックドライバーの墜落災害が多発しています

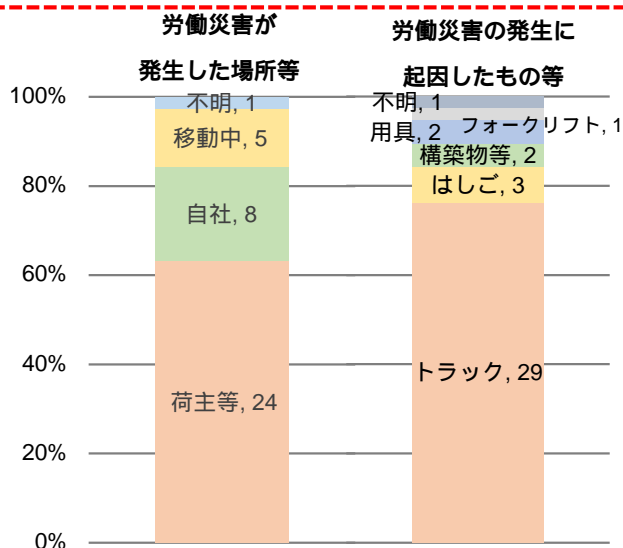
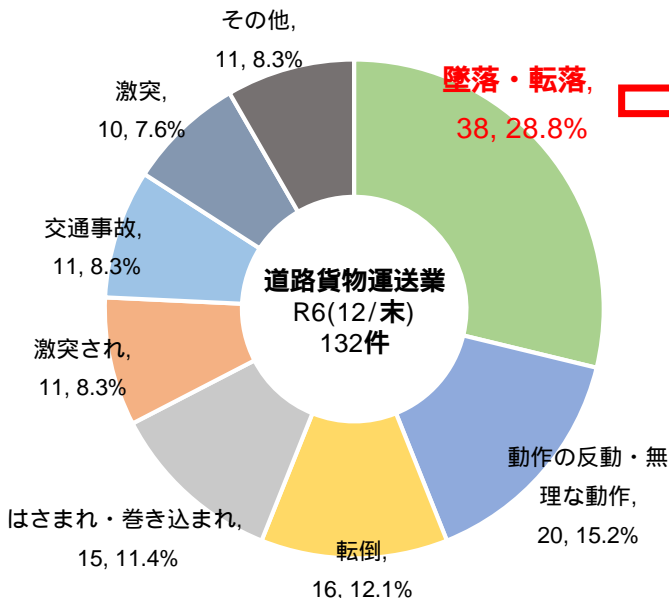
～陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき

トラックドライバーの荷主等における労働災害防止にご協力ください～

道路貨物運送業の労働災害の多くが荷主等の事業場で発生しています。

道路貨物運送業では「墜落・転落」による労働災害が死傷災害の約3割を占めていますが、これらの労働災害の多くが荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場でトラック（特に荷台）に起因して発生しています。

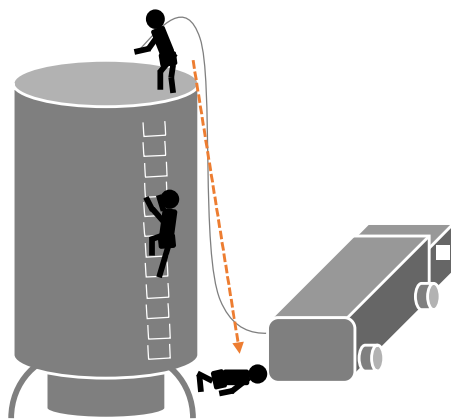
【道路貨物運送業における労働災害発生状況】



「墜落・転落」災害をさらに分析すると、荷主事業場等の出張先において、トラックの荷台等から墜落した災害の割合が高くなっています。

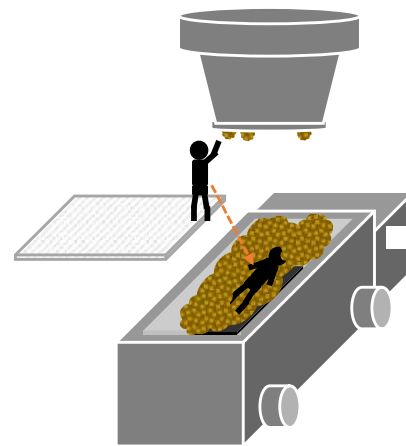
全国的には死亡災害も数多く発生しています。

過去に他県で発生した死亡災害を紹介します。荷主等の事業場においても、以下の災害事例と同種の作業内容が事業場内に無いか、その際に必要な危険防止措置が講じられているかを確認してください。



農場内において、バルク車から飼料タンク上部の投入口に飼料を補充する作業を行っていたところ、作業を行っていた飼料タンク上部から8メートル下方の地面に墜落したものの。

製材工場のチップサイロにて、サイロ内に残った木材チップを開口部からトラック荷台に掻き落とす作業を行っていたところ、トラック荷台のチップ内に墜落したものの。



土砂を積んだダンプトラックを計量器の秤に乗り入れさせた後、下車し受付・計量事務所に行こうとした際に、計量器の点検ピットに墜落したものの。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき、荷主等も道路貨物運送業の労働災害防止に取り組んでください。

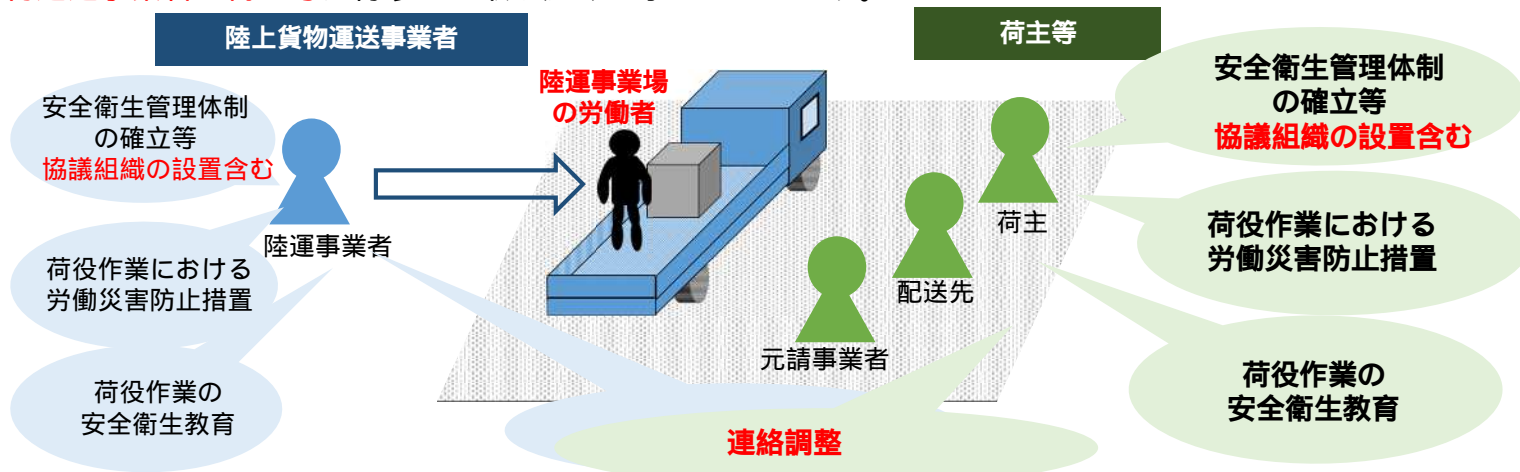
POINT

荷役作業時の労働災害の発生場所の約70%が荷主、配送先、元請事業者等（荷主等）



荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力する必要

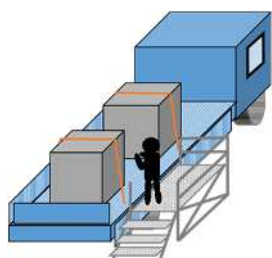
本ガイドラインは、陸上貨物運送事業の労働者が行う荷役作業における労働災害防止のために、陸上貨物運送事業者と荷主等が行うべき取り組みを示したものです。



その他に、自動車運転者が荷役作業を行う場合の措置・陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置が示されています。

「墜落・転落」による労働災害の防止対策について

本ガイドラインに基づき、荷主等が管理する施設で陸上貨物運送事業の労働者が荷役作業を行う場合は、以下のような墜落・転落防止のための施設、設備等をできるだけ用意してください。



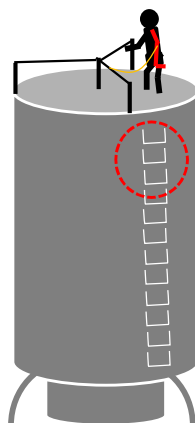
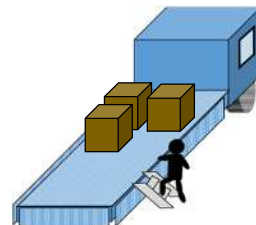
作業台の例

プラットフォーム（移動式のものを含む）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備

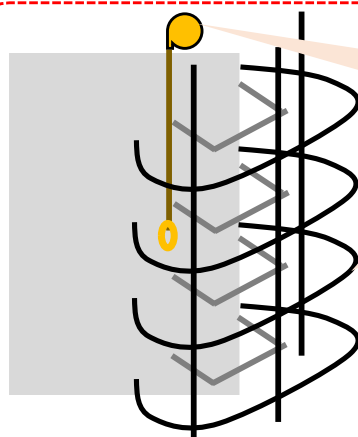
タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するための要求性能墜落制止用器具【 】取付設備（親綱、フック等）

【 】フルハーネス、安全帯等のこと

荷台への昇降設備の例



墜落制止用器具取付設備の例



安全ブロックの設置

背かごの設置

昇降用タラップからの墜落防止措置の例



滋賀労働局では、本ガイドラインに基づく措置を実施する事業場（道路貨物運送業・荷主等）の増加を推進していきます。

滋賀労働局では、第14次労働災害防止推進計画（滋賀版）において、**本ガイドラインに基づく措置を実施する道路貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする**目標（アウトプット指標）を掲げています。

道路貨物運送業における労働災害件数を減少させていく観点から、荷主、配送先、元請事業者におかれましても、次頁以降のガイドラインに基づく措置の実施に努めてください。